# 平成 29 年度事業計画

配合飼料価格差補てん業務ならびに畜産経営の振興対策の諸事業を実施し、 畜産経営の安定を図り、もって畜産の健全な発展に資する。

### ○ 定款に規定された事項

1 配合飼料価格差補てん事業について(定款第4条の(1)に基づく) 飼料原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経 営者の損失を補てんする。

また、配合飼料価格差補てん契約の締結、通常補てん積立金の徴収、配合 飼料価格差補てん金の受領および交付、契約数量変更、解約などの手続き業 務ならびに基金制度の運営に関する実態調査を行う。

- 1) 事業主体:一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金
- 2) 契約飼料荷受組合:13件
- 2 畜産高度化支援リース事業について(定款第4条の(2)に基づく)

畜産環境整備リース事業については、畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して畜産環境等整備に必要な施設等の導入をリース方式により行う。

- 1) 事業主体:一般財団法人畜産環境整備機構
- 2) 既貸付者に対して貸付料、譲渡料の徴収と納付

|       | 事 業 名     | 戸数 | 金 額       | 備考            |
|-------|-----------|----|-----------|---------------|
| 間接リース | 特別対策リース   | 1  | 101,325   | 1/2 補助事業      |
| 直接リース | 経営リース     | 2  | 892,342   | 補助なし          |
|       | 堆肥保管施設整備リ | 6  | 4,190,349 | 1/2 補助事業      |
|       | ース事業      |    |           | 平成 25、26 年度実施 |
|       | 計         |    | 5,184,016 |               |

3 肉用子牛生産者補給金制度事業について(定款第4条の(3)に基づく)

肉用子牛生産者補給金制度事業については、安定した子牛生産を継続する ため肉用子牛生産安定特別措置法によって、肉用子牛の価格が低迷したとき 子牛の生産者へ補給金を交付する。

- 1) 事業主体:一般社団法人滋賀県畜産振興協会
- 2) 契約者数 11件

4 肉用牛繁殖経営支援事業について(定款第4条の(3)に基づく) 肉用牛繁殖経営支援事業については、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、 子牛価格が発動基準(家族労働費の8割を補償するものとして設定)を下回 った場合に差額の一部を補てんする。

1) 事業主体:一般社団法人滋賀県畜産振興協会

2) 契約者数 11件

5 肉用牛経営安定対策補完事業について(定款第4条の(3)に基づく) 肉用牛経営安定対策補完事業については、中核的担い手が計画的に優良な繁 殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金を交付する事業であ る。

1) 事業主体:一般社団法人滋賀県畜産振興協会

2) 契約者数 5件

- 6 畜産経営力向上緊急支援リース事業について(定款第4条の(2)に基づく) 畜産経営力向上緊急支援リース事業については、畜産経営者の生産性や飼料 自給率の向上等に必要な機械装置をリース方式による導入する事業として講 じられた。
  - 1) 事業主体:一般財団法人畜産環境整備機構
  - 2) 既貸付者に対して貸付料、譲渡料の徴収と納付

| 戸数 | 金 額(円)    | 備考                                |
|----|-----------|-----------------------------------|
| 7戸 | 4,020,937 | 1/3 補助<br>平成 24 年度補正予算、平成 25 年度実施 |

#### 7 その他

本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## ○ 管理·運営事項

- 1 会議の開催
  - 1) 総会 1回 平成29年5月(定時総会)
  - 2) 理事会 2回 平成29年5月 平成30年2月

なお、総会(臨時総会)、理事会は、必要に応じて追加開催する。

### 2 相談窓口の開設

将来に向けて、畜産経営者は生産態勢を整えることが必要となっている。 畜産経営者自信が事業を把握し、手続き申請等をしなければならない状況と なってきている。このことから、相談窓口を開設して、畜産農家の支援を行 う。

# ○ 収支予算書の設定

- 1 損益予算書
- 2 損益予算書の内訳表
- 3 資金収支予算書